

市からの お知らせ

主主催者
日日時・期間
人対象・定員
所場所・会場
講講師
¥費用(記載のないものは無料)
物持ち物
申申込方法 **問**問い合わせ
保保育 保育あり
手手話または要約筆記あり (下欄※参照)

申し込み記入例



あて先は
 各記事の申込先へ
住所の記載がないものは
 〒181-8555
 三鷹市役所〇〇課へ
往復はがきの場合は
 返信用にも住所・氏名を
 記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)



お知らせ

三鷹市ホームページおよび 三鷹市議会ホームページが 一時的に閲覧できません

三鷹市民センターの電気設備工事および機器の保守のため、下記の期間、三鷹市ホームページおよび三鷹市議会ホームページを一時停止します。

◇停止期間

10月6日(土)午後10時～7日(日)午前6時

問 情報推進課 ☎ 内線2142

住民投票実施請求資格者の総数と 50分の1の数を公表

『三鷹市自治基本条例』に基づき、市政の重要事項に関して、住民投票の実施を求める署名ができる方(住民投票実施請求資格者)の総数は、平成30年9月1日時点で154,789人、必要署名数である50分の1の数は3,096人です。

問 政策法務課 ☎ 内線2216

「三鷹都市計画生産緑地地区」の 都市計画変更案の縦覧と意見書の 受け付け

◆縦覧

日 9月18日(火)～10月2日(火)

所 都市計画課(市役所5階54番窓口)

申 期間中会場へ

◆意見書の提出

申 10月2日(火)(必着)までに意見と必要事項(上記参照)を「〒181-8555都市計画課」・**✉** toshikeikaku@city.mitaka.tokyo.jpへ

問 同課 ☎ 内線2811

消費者被害防止キャンペーン

10月は消費者月間です。悪質商法の被害防止に関する啓発品を配布します。

日 10月6日(土)午前11時～正午

所 三鷹駅南口周辺

問 消費者活動センター ☎ 43-7874

10月はリデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間—マイバッグ キャンペーンを実施します

環境に配慮した買い物の実践とレジ袋の一層の削減を推進するため、啓発用ポケットティッシュを配布します。

日 10月16日(火)＝三鷹駅南口、18日(木)、19日(金)＝ごみ減量・リサイクル協力店、いずれも午後5時～6時

◇三鷹駅南口でのボランティアを募集しています

申 9月27日(木)までに必要事項(上記参照)、学生は学校名と学年をごみ対策課 ☎ 内線2535・**FAX** 47-5196・**✉** gomi@city.mitaka.tokyo.jpへ

問 同課 ☎ 内線2535

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業

白熱電球または電球形蛍光灯を指定の家電店に持参した方に、LED電球1個を無料で配布します。

日 平成31年3月31日まで(無くなり次第終了)

人 18歳以上の都民(交換は1人1回)

※7月9日までに交換した方も、再度受け取れます。

申 口金のサイズがE26(直径約26mm)またはE17(直径約17mm)の白熱電球または電球形蛍光灯1個(切れている電球も対象)、本人確認書類を参加協力店(都内の地域家電店)へ

※詳しくはクール・ネット東京ホームページ **HP** <https://www.tokyo-co2don.jp/>へ。

問 同事業コールセンター ☎ 0570-066-700、市環境政策課 ☎ 内線2523

市内の空間放射線量測定結果

市では、定点観測地点(6カ所)と市内公共施設などで、地上5cm・1m地点での空間放射線量を測定しています。8月15日～9月10日に実施した15カ所の測定では、一般的な目安(毎時0.24マイクロシーベルト)を超える場所はありませんでした。詳しい測定結果は、市ホームページまたは市公式ツイッターからご覧ください。

問 環境政策課 ☎ 内線2524



税金

高圧線下にある土地の申告

次の条件を全て満たす土地は、申告によって固定資産税・都市計画税が軽減されます。

◆対象 ①高圧線下または高圧ケーブルが地中に埋設されている宅地、市街化区域農地など、②東京電力(株)または東日本旅客鉄道(株)などと土地所有者の間で契約書、証明書またはそれに準ずるものがある土地

申 平成31年1月31日(木)までに資産税課(市役所2階28番窓口) ☎ 内線2366へ
※すでに軽減を受けている土地については、申告の必要はありません。

私道などの非課税扱いの申告

平成31年1月1日時点で次の条件を全て満たす私道などは、申告によって31年度以降の固定資産税・都市計画税が非課税扱いとなります。

◆対象 ①幅員が1.8m以上、②起点、終点が公道に接続またはそれに準じるもの(行き止まりの私道であっても当該道路のみによって接道している建築物が2戸以上存在する場合は対象)、③使用上の制約を設けず、広く不特定多数の方が利用している、④道路の形態が整い、道路敷地が明確である、⑤求積図(土地の面積を測量した図面)などによって該当部分が特定できる

申 平成31年1月31日(木)までに資産税課(市役所2階28番窓口) ☎ 内線2366へ

※すでに非課税扱いを受けている私道などは、申告の必要はありません。

家屋調査にご協力ください

平成31年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。30年1月2日以降に新築・増改築した家屋は、事前に連絡のうえ、市職員(固定資産評価補助員)が間取りの確認などに伺います。

※取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、資産税課へもご連絡ください。

問 同課 ☎ 内線2364



国保・年金

10月1日(月)は

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期(第3期)です

◆納付は便利な口座振替で

納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を納税課(市役所2階25番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ
問 同課 ☎ 内線2417(口座振替)・☎ 内線2432(納税相談)

※勤務先の健康保険に加入した場合は、保険課または市政窓口で国民健康保険の脱退手続きが必要です。

医療費を全額自己負担したとき (療養費の支給)

国民健康保険加入者が医療費を立て替えて支払った場合は、療養費の支給を受けることができます。次に該当す

みなさんの寄付をまちづくりに役立てています

問 企画経営課 ☎ 内線2113(寄付に関する相談)

市では、寄付していただいた方々のご厚意を趣旨に沿った事業などに活用させていただいています。今後もみなさまからのご支援を引き続きお願いいたします。

◆ご協力いただいた方(平成30年8月)(敬称略)

【三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業のために】

篠原准	30,000円
畑谷秀樹	30,000円
矢花映子	10,000円

【福祉・子ども子育て支援のために】

小田美千穂	2,000円
-------	--------

【平和事業の推進のために】

郷田正巳	20,000円
松本弘子	20,000円
相原忍	5,000円

そのほか、堀内良雄さん、匿名の方から寄付をいただきました。

◆あたたかいご支援・ご協力ありがとうございました

6～8月に実施した三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業に係るクラウドファンディングでは、みなさんのご協力により、19万5,000円(12件)のご寄付をいただきました。

目標額(100万円)の達成には至りませんでしたが、いただいたご寄付は同事業の運営費に活用させていただきます。

寄付について、詳しくは市ホームページ「ふるさと納税特設サイト」**HP** http://www.city.mitaka.tokyo.jp/furusato_nouzei/ をご覧ください。

参加者・傍聴者 募集

第86回 市長と語り合う会

育ジイ(孫の養育を手伝っている祖父)のみなさんと
三鷹市を語る

問 秘書広報課秘書係 ☎ 内線2011

日 11月9日(金)午前10時～11時30分

人 在学・在勤を含む市民で孫の養育を手伝っている祖父の方10人、傍聴者＝在学・在勤を含む市民3人

所 市役所

※この会の内容要旨は、匿名で市ホームページに公開します。

申 10月12日(金)(必着)までに必要事項(上記参照)、参加・傍聴の別、参加者は語り合いたい内容を「〒181-8555秘書広報課」・**FAX** 48-2593・**✉** hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)